

○チャレンジショップで創業

創業センターでは小売・飲食業などの創業を考えている人を対象に、実現性の高い創業ができるよう、店舗スペースを短期間貸し出しています。使用スペースや設備により費用は異なります。事前に相談してください。
平日午前9時～午後5時に同館 ☎027・289・9666へ

○第三者行為の治療は届け出を

交通事故や飲食店での食中毒、他人の飼っているペットにかまれたなど、第三者行為による病気やけがで保険証を使って治療を受けた場合は届け出が必要です。また、犯罪行為によるものや故意にした病気やけがなどの場合は健康保険が使えないため、第三者行為でなくても届け出が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

なお、医療機関から提出された診療報酬明細書の内容から、第三者行為の可能性があると

われる場合は、病気やけがの原因を確認することがあります。
国民健康保険課
☎027・898・6249

○AEDの日常点検忘れずに

緊急時にAED（自動体外式除細動器）を正常に使用できるように、設置者は日頃から点検を行いましょう。機器の状態を示すインジケータの表示は日常的に確認が必要。電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があり、AED本体にも耐用年数があります。

消耗品の交換など、詳しくは購入店や製造業者に問い合わせてください。
国民健康保険課
☎027・220・5781

○介護と国保負担額には上限が

国民健康保険（国保）の加入世帯に介護保険受給者がいる場合、自己負担額を合算し一定の限度額を超えたときは、超過分の金額が支給されます。昨年8月1日から今年7月31日までに

○木造住宅を資格者が耐震診断

耐震診断調査資格者が、耐震診断を実施し、地震に弱い部分や倒壊する可能性の有無を調査。耐震性が不足する場合は、耐震改修補助制度が使えます。
対象住宅 Ⅱ 次の全てを満たす市内の木造住宅、先着30戸。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅か併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）
Ⅱ 平屋か2階建て
Ⅲ 在来軸組み工法で建築
費用 Ⅰ 1,000円

○都市計画変更案を縦覧します

都市計画用途地域と都市計画地区計画の変更案を縦覧します。
変更内容 Ⅱ ①用途地域の変更 Ⅲ 新前橋駅前第二・第三地区、赤城山線沿道地区 Ⅳ 地区計画の決定 Ⅴ 新前橋駅前第一・第三地区
縦覧期間 Ⅱ 11月27日（月）～12月11日（月）

注意する物 Ⅱ 印鑑・確認通知書などの図面
Ⅲ 12月4日（月）～22日（金）に市役所建築指導課（☎027・898・6752）へ直接

本庁・支所・市民サービスセンター
元気21証明サービスコーナー
8時30分～17時15分
10時00分～19時00分

定例会と議場コンサート

第4回定例市議会の日程は次のとおりです。ぜひ傍聴にお越しください。また、本会議はインターネットで生中継します。スマートフォンやタブレット端末などからも視聴できます。本市ホームページトップ画面内「前橋市議会」からご覧ください。

●議場コンサート

出演・日時＝〈原小合唱〉11月29日（水）〈木瀬中吹奏楽〉12月21日（水）、午後0時30分

☎ 議会事務局 ☎027-898-5923

日時	会議名
11月29日（水） 午後1時	本会議
12月5日（火）	本会議（代表質疑）
12月7日（木）	本会議（総括質問）
12月8日（金）	常任委員会（議案審査）
12月12日（火） 午前10時	
12月13日（水）	
12月14日（木）	
12月15日（金）	本会議
12月21日（水） 午後1時	

支払った自己負担額が対象です。7月31日時点で国保に加入している支給対象者には、12月以降に通知を郵送。国保以外に加入している人は、それぞれの医療保険の窓口にお問い合わせください。

国民健康保険課

☎027・898・6249

○国保の一部負担金の減免制度

震災や風水害、火災などで損害を受けたとき、農作物の不作や事業不振などで収入が著しく

○図書館が全館休館します

12月4日（月）は、市立図書館・分館・子ども図書館全館が休館します。

市立図書館

☎027・224・4311



日（月）（土日曜を除く）
縦覧場所 Ⅱ 市役所都市計画課
意見書の提出 Ⅱ 変更案について意見のある人は、12月11日（必着）までに郵送で。住所・氏名・意見の要旨を書いた意見書を市役所都市計画課へ
国民健康保険課
☎027・898・6943

○景観計画変更の関係図書縦覧

市景観計画を変更しましたので、関係図書を縦覧します。
変更内容 Ⅱ 広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画の策定に伴う変更
縦覧場所 Ⅱ 市役所都市計画課
国民健康保険課
☎027・898・6974

○高校進学希望者に奨学金貸与

高校などへの進学を希望する、経済的に不安のある中学生に奨学金を貸与します。
貸与期間 Ⅱ 4月から卒業までの最短修業年限
対象 Ⅱ 次の全てを満たす市内在住の中学生、2人（選考）。①品行方正、身体健全、学業優秀 ②高校（高专）・専修学校の高等課

○歳末たすけあい募金に協力を

地域歳末たすけあい募金運動を実施。募金は福祉施設への助成など、身近な地域福祉サービス活動事業へと配分。地域福祉の向上に大きく貢献します。
期日 Ⅱ 12月15日（金）まで
国民共同募金会前橋市支会
☎027・237・1112

11月7日、前橋市教育文化功労者表彰式が行われ、20名と1団体の方が、塩崎教育長から表彰を受けられました。

この表彰は、学校保健や社会教育・体育、青少年教育、芸術文化など、教育文化に関わるさまざまな分野で、顕著な功労または功績のあった方を対象に行われるものです。

受賞された方々の活躍が、歴史・文化やスポーツを生かした豊かな心を育むまちづくりを進めています。また、その活動は、子どもたちが社会の善意に守られ育てられていることを実感させます。あらためて、このたび受賞された皆様から感謝の言葉をお伝えしたいと思います。

